

**融資制度案内**

**旅館・ホテルを営む方で新型インフルエンザの発生による影響を受けておられる方**

◆日本政策金融公庫の衛生環境激変特別貸付

ご利用いただける方	新型インフルエンザの発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来たしており、次のいずれかにも該当する <b>旅館、ホテル、簡易宿所または下宿営業を営む方</b> (1)最近 1 ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること (2)中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること
資金のお使いみち	資金繰りを安定させるために必要な運転資金
ご融資限度額	別枠 3,000万円以内
ご返済期間	5年以内（特に必要と認められる場合7年以内）
据置期間	6カ月以内（特に必要と認められる場合1年以内）
利 率	基準利率。ただし、振興計画（注1）の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、特別利率C（基準利率-0.9%）
お取扱期間	平成21年12月30日（水）まで
お申し込みに必要な書類	ご利用にあたっては、「新型インフルエンザ発生による影響に関する確認資料」（注2）のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

(注1) 生活衛生同業組合がその組合員の営業の振興を計画的に推進するために策定し、厚生労働大臣（地方厚生局長に委任）の認定を受けたものです。  
(注2) 株式会社日本政策金融公庫各支店（国民生活事業）または生活衛生同業組合、都道府県生活衛生営業指導センターに設置しておりますので、ご利用ください。

**【お問合せ】株式会社日本政策金融公庫舞鶴支店 TEL: 0773-75-2211**

**OB人材との二人三脚で経営課題を解決!**

**新現役チャレンジ支援事業**

経験豊富な新現役人材が  
経営革新をサポート!

大企業や中堅企業、各種研究機関などで活躍してきた新現役人材が、皆様の会社を直接訪問し、豊富な知識・技術・ノウハウ等を活かしながら経営革新のサポートをします。



**支援内容**

- 経営企画・戦略立案
- 海外展開・国際化
- 情報化・IT活用
- 販売・マーケティング
- 技術・製品開発
- 生産管理
- 物流管理
- 経理・財務管理
- 人事・労務管理
- 法務・特許

※上記以外でも、お気軽にご相談ください。

**【問合せ先】舞鶴商工会議所 TEL: 0773-62-4600**